

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

土地改良事業計画の認可

”

”

土地改良事業計画等の認可

道路の区域の変更

◇雑 報 地方職員共済組合役員の異動

鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

告 示

鳥取県告示第七百六十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 結核病検査及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及びびん前後一月以内のものを除く。
- 2 肝てつ検査
牛。ただし、生後三月以内のもの及びびん前後一月以内のものを除く。
- 3 ひな白痢検査
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施	実施	実施	実施
次	期	区域	場
次	日		所
十一月二十五日	十一月二十八日	青谷町	勝部検診場
”	”	青谷	青谷

十二月十六日	米子市	各鶏舎
十七日	"	"
十八日	淀江町	"
十九日	"	"
二十日	"	"

鳥取県告示第七百六十二号

昭和四十三年八月二十日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(吉田地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年十一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十二号

昭和四十三年八月七日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(東上地区農道橋整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年十一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十三号

昭和四十三年八月二十日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(小河内地区農道橋整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十四号

昭和四十三年六月十五日付で鳥取市香取二六九番地福田増雄ほか二十六人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めため、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年十一月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前	区 間	敷地の幅員	延 長
県道	小鹿溪線	変更前	東伯郡三朝町大字神ノ倉字家廻五九の二の先から 取鹿野倉吉線交点まで 大字片柴原道鳥	三〇・一八・五	七、五三〇
		変更後	東伯郡三朝町大字中津字中原五九の二の先から 取鹿野倉吉線交点まで 大字片柴原道鳥	三〇・一八・五	三、九三〇

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、役員の変更を次のとおり告示する。

昭和43年11月19日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

退任 監 事 (非常勤) 齋 藤 武 博

(昭和43年10月1日付)

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和43年11月19日

鳥取食糧事務所長 吉 田 鉄 太 郎

出張所名 移転年月日 新庁舎所在地

大正出張所 昭和43年11月1日 鳥取市行徳は103

美穂出張所 " " "

松保出張所 " " "